

令和3年度保存版

令和3年5月26日

保護者の皆様へ

京都市立近衛中学校
校長 岩田 智典

台風・大雨に対する非常措置についてのお知らせ

向暑の候保護者の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は本校教育にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。さて緊急事態宣言も発令している中ではあります、生徒たちは新しい生活様式の中での教育活動に前向きに取り組んでおります。

さて、本校においては、台風・大雨などの災害により京都市（※テレビやラジオにおいては「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合に、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に「特別警報（下校後に発令）」「暴風警報」が発令された場合

※特別警報は、解除されるまでは命を守る行動をとることを優先とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。

警報	時 間 帯		対 応
「特別警報」	午前0時までに解除された場合		5校時から始業（給食は中止）
	午前0時現在、「特別警報」発令中の場合		臨時休業
「暴風警報」	解除された場合	午前 7時までに解除	平常授業
		午前 9時までに解除	3校時から始業
		午前11時までに解除	5校時から始業（給食は中止）
	午前11時現在、「暴風警報」発令中の場合		臨時休業

2. 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などを十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 水災害の避難指示(緊急)が校区内の学区に発令されている場合

暴風警報の基準に準ずる

以上、お子たちにもその主旨をご指導いただきますようお願いします。